

第1章 総則

第1条 日本アプライド・セラピューティクス学会（以下、本学会と略記）の OTC 薬、プライマリケアを対象とする薬剤師の臨床判断ワークショップ認定指導者制度は、OTC 薬、プライマリケアを対象とする薬剤師の臨床判断ワークショップにおける質の高い指導者の養成を目的とし、ひいては、OTC 薬、プライマリケアを対象に患者の臨床状況を判断し、最適な対処方法を提示できる薬剤師を養成し、国民がより有効、安全かつ経済的な薬物治療を受けることに貢献することを目指す。

第2条 OTC 薬、プライマリケアを対象とする薬剤師の臨床判断ワークショップ認定指導者（以下、認定指導者と略記）として本学会が認定するのは以下の2つの能力である。

- （1） 主要 4 症候（頭痛、腹痛、咳・呼吸困難、皮膚疾患）に関する薬剤師による臨床判断に取り組み、適切な対処法を提案する考え方を習得している。
- （2） 「OTC 薬、プライマリケアを対象とする薬剤師の臨床判断ワークショップ」の企画・運営に加わり、薬剤師、学生を教育できる。

第3条 認定指導者には以下の事項の遂行が期待される。

- （1） 本学会の主催する OTC 薬、プライマリケアを対象とする薬剤師の臨床判断ワークショップの組織委員として企画運営にあたる。
- （2） OTC 薬、プライマリケアを対象とする薬剤師の臨床判断の考え方を広げ、よって、OTC 薬、プライマリケアを通して、国民がより有効、安全かつ経済的な薬物治療を受けることに貢献する。

第2章 認定指導者の認定

第4条 認定指導者の認定を申請する者は、以下の要件をすべて満たすことを要する。

- （1） 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。業務経験は問わない。
- （2） 申請時において本学会正会員であり、かつ会費を完納していること。
- （3） 本学会の主催する「OTC 薬、プライマリケアを対象とする薬剤師の臨床判

断ワークショップ」の主要4症候のワークショップに参加していること。

(4) 本学会の主催する「OTC薬、プライマリケアを対象とする薬剤師の臨床判断ワークショップ」にプリセプターとして1回以上参加していること。

第5条 認定指導者の認定を申請する者は、以下の申請書類を添えて申請する。

- (1) 認定指導者認定申請書（別紙申請書式）。
- (2) 第4条3項を満たす修了証のコピー。
- (3) 第4条4項を満たす修了証のコピー。

第6条 認定指導者制度委員会により受験資格を有すると判断されたものは、認定指導者認定試験を受験することができる。試験に合格した場合には、認定指導者制度委員会の審査を経て理事会で認定される。

第7条 認定指導者として認定された者に対して、本学会は認定指導者の証書を授与する。

第8条 認定指導者の認定は5年毎に更新する。認定指導者の更新を申請する者は、以下の条件をすべて満たすことを要する。更新にあたっては、認定指導者制度委員会が適格性を審査する。

- (1) 過去5年間継続して本学会の会員であること。
- (2) 過去5年間に本学会の主催する「OTC薬、プライマリケアを対象とする薬剤師の臨床判断ワークショップ」にプリセプターとして1回以上参加していること。
- (3) 再任のための試験に合格すること。

第3章 認定指導者認定試験

第9条 認定指導者認定試験は、面接口頭試験を実施し、認定指導者としての能力を評価する。試験実施の手続きは学会ホームページに告示する。

第4章 認定指導者制度委員会

第10条 認定指導者制度の運営、並びに認定指導者の認定審査のために、認定指導者制度委員会委員を認定指導者の中から若干名選任し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。委員長は委員の互選による選任する。

第11条 認定指導者制度委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。任期中に委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて委員長が委員を推薦し、理事長が委嘱する。その場合、任期は前任者の残任期間とする。

第5章 認定の取消

第12条 認定された後、認定指導者としてふさわしくない行為があった場合、もしくは不適と認められた場合には、認定指導者制度委員会の審議を経て、理事会の議決によって認定を取り消すことができる。ただしこの場合、当該者に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

- (1) 日本国の薬剤師免許を喪失、返上または剥奪されたときは、認定指導者の資格を喪失する。
- (2) 本学会を退会した場合には、退会時点に於いて認定指導者の資格を喪失する。
- (3) 認定指導者の認定を辞退したときは、その時点において認定を取り消す。
- (4) 認定指導者の更新申請を行わなかったとき、または更新を認められなかったときは資格を喪失する。

第6章 認定指導者の認定に係わる暫定措置

第13条 本学会 OTC 薬、プライマリケアを対象とする薬剤師の臨床判断ワークショップ認定指導者制度の発足から2年間(3年度目の認定申請受付締切時までの期間)に限り、OTC 薬、プライマリケアを対象とする薬剤師の臨床判断ワークショップ認定指導者制度における受験資格の暫定措置に関する細則に従って暫定措置を講ずる。

付則

本規則の改廃は、認定指導者制度委員会において発議し、理事会の審議を経て承認する。
本規則は平成26年10月1日より施行する。

平成26年8月3日 制定

平成27年8月23日 改訂